

対象案件	(仮称)北広島市手話言語条例について	
意見募集期間	令和2年12月15日(火)から令和3年1月15日(金)まで	
担当部署(問合せ先)	保健福祉部福祉課 電話 011-372-3311 内 2141	
意見提出件数	意見提出者数	5人
	意見提出件数	21件
	条例案に賛成するもの	2件
	条例案に反対するもの	0件
	条例案の修正を要望するもの	5件
	条例案に付随した要望	1件
	その他(パブリックコメントの対象以外の意見等)	13件

提出のあった意見の概要	市の考え方(案を修正したときは修正内容)
<p>1. 条例案に賛成するもの【2件】</p>	
<p>①北海道内の多くの市町村では既に制定されている。今年、北広島市で開催される予定のろうあ者全道大会前に制定予定で喜ばしいことと思う。また、聴覚障がい者にとっても、手話が母語として多くの方に周知され、手話を使うことが当たり前の社会になり、暮らしやすい生活になることを望む。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>②手話言語条例施行について、大変喜ばしいと思う。ぜひ、手話言語を使う当事者団体(ろう協)の方達には、積極的に条例・手話の理解の促進、手話の普及に取り組んで欲しいと思う。その積極的な取り組みに、市民として関わりたい。</p>	

2. 条例案の修正を要望するもの【5件】

①「ろう者」という表現は、現代においては少し違和感を覚える。「聴覚障がい者」または「聴覚障害者」が良いのではないか。聴覚障がい者には軽度な人も、重度の人も含まれるが、たとえ軽度であっても「手話」は意味のあることであると考ええる。

《市の考え方》

障害者権利条約（訳文）等において、「ろう者」という言葉が使われ、各自治体や当事者団体においても一般的に使用されている言葉であるため、本市の条例案でも使用しております。また、「聴覚障がい者」はろう者・難聴者・中途失聴者の総称であり、手話言語の理解と普及を目的とした本条例の趣旨から、手話を日頃から使用される方を示す「ろう者」という言葉を使用しており、原文のとおりとします。

②前文「ろう者は、必要な知識や情報を得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活してきました。」は断定口調である。情報を得るのに苦労しているのだから「ろう者（聴覚に障がいのある人）は、必要な知識や情報を得ることや意思疎通を図ることに苦労し、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。」としたほうが良いのではないか。

《市の考え方》

過去に手話を使うことができる環境が整備されてこなかったことに起因し、ろう者の方々は、必要な知識や情報を得られなかったことがあったことは事実であり、当事者団体からの意見も踏まえまして、原文のとおりとします。

③（定義）第2条（1）ろう者「聴覚に障がいがあり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいいます。」との定義がされているが、口話を除外する理由はないのではないか。「手話や口話を言語として使用…」にすべきだと思う。「者」という表現も「人」にしてはどうか。

《市の考え方》

聴覚に障がいのある方は手話以外にも口話等の様々なコミュニケーション手段を通し、意思疎通を図っていると認識しております。一般的に、「手話を言語（母語）として使用する聴覚障がい者」を「ろう者」と定義されることから条例案の表現としており、原文のとおりとします。また、一般的な条例に準じた表現として、「者」としております。

提出のあった意見の概要	市の考え方（案を修正したときは修正内容）
<p>④第4条「…手話を使いやすい環境づくりのための施策…」を「…手話を使いやすく、利用しやすい環境づくりのための施策…」にしてはどうか。市主催の行事に手話通訳者をできるだけ伴わせて聴覚障がいの方の参加を促す効果を期待する。</p>	<p>《市の考え方》 条例案の「手話を使いやすい環境づくり」という表現には、手話通訳者派遣制度の利用のしやすさや制度の充実を包含した意味となっております。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑤この条例では、聴覚障がい者のコミュニケーション手段は手話ということがあまりにも強調し過ぎていると感じる。聴覚障がい者の障がいのレベルは様々なので、聴覚に障がいのある人、ひとりひとりに合ったコミュニケーション手段があることを健常者にもっとしっかり理解してもらおう一文があるとよいと思う。 具体的には、聴覚障がい者は、手話以外にも口話、筆談、指文字、空書、身振りなど様々なトータルコミュニケーションをとって生活している。</p>	<p>《市の考え方》 聴覚に障がいのある方との意思疎通には、ご意見にありますとおり多様なコミュニケーション手段があると認識しております。本条例につきましては手話言語の理解と普及を目的としておりますので、その他のコミュニケーション手段については言及しませんが、それぞれの障がい特性や程度に応じた情報の取得やコミュニケーション手段の選択ができるよう、必要な施策の推進に努めるとともに、手話やろう者の方に対する理解促進に向けた取り組みの中で、手話以外にもそれぞれに適したコミュニケーション手段があること等を広く周知していきます。</p>
<p>3. 条例案に付随した要望【1件】</p>	
<p>①この条例を通じ北広島市が聞こえない方々に配慮ができる街になること、コミュニケーションの壁を感じない街になることを願っている。そのためには、当事者を含め北広島市がどんな街になって欲しいのか、どのような取り組みが必要かを確認し、それぞれの役割を担っていく事が必要と思う。このような議論を定期的に行い、目標を再確認していく事が大切だと思う。市役所としては、第8条2項の取り組みが定期的に行われることが大切だと思う。もちろん、当事者同士が集まり議論を積み上げていく事も必要。</p>	<p>《市の考え方》 手話関連施策の推進に当たっては、引き続き、ろう者その他の関係者のご意見をお伺いしながら取り組んでいきます。 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

提出のあった意見の概要	市の考え方（案を修正したときは修正内容）
<p>4. その他（パブリックコメントの対象以外の意見等）【13件】</p>	
<p>①聴覚障がい者の中には、伝えたいことをうまく表現できない人も少なくない。例えば、相手にその意図がうまく伝わらず交渉がうまくいかない場合に、この聴覚に障がいのある人が、何を伝えたいのか何を希望しているのかをしっかりとくみとった上での通訳をお願いしたい。ただの言葉の通訳で終わってほしくない。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>②窓口に行くと、すべて手話通訳者を通してしか話を聞こうとしないことがある。手話以外のコミュニケーションをとる人もいることを理解してほしい。</p>	<p>《市の考え方》 手話以外のコミュニケーション手段の重要性を改めて認識し、貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>③もしろうあ者が困っている場面に出会ったとき、手話ができないからと、その場から離れてしまう場面があると思う。この条例の施行をきっかけに、身振りでも筆談でも話しかける、そんな気持ちが北広島の中で芽生えていく事を願っている。</p> <p>ろうあ者が北広島で住みよい街になるには、聞こえる方々とのかかわり方が影響すると思う。そのために、事あるたびに、市のホームページや広報、さまざまな集まりで、言語条例が出来たという事実のみではなく、聞こえない方々の障がいとなる事例を踏まえて市民に啓発して欲しいと思う。まずは、市職員、社協職員が手話と聞こえない方々の生活を学んでほしいと思う。</p>	<p>《市の考え方》 ご意見を参考に手話の普及と合わせて、ろう者の生活や文化、歴史など、ろう者への理解の促進を図ります。</p>

提出のあった意見の概要	市の考え方（案を修正したときは修正内容）
<p>④手話は日本語とは異なる言語であることは条例にも示されている。通訳者は、単なる言語間の通訳にとどまらず、ろう者の生活、考えなどを理解したかかわりも必要となる。お互いの言語への知識、権利に関すること、福祉的な視点等様々な知識と経験が必要。通訳者の養成には、相当な期間と養成を受ける者の努力が伴う。北広島での通訳者養成について、当事者や関係団体を含め定期的に議論し、それを実現できる予算化も併せて必要と思う。</p>	<p>《市の考え方》 本市ではこれまでも当事者団体や関係機関等と連携し、手話奉仕員養成講座を実施してきましたが、継続して関係団体と議論を深め、手話奉仕員等の養成、確保に努めて参ります。</p>
<p>⑤条例を進めるための人材の確保に係る従来の市の事業、そして検討が必要。新たな事業、啓発の取り組みも併せて必要になると思う。5年、10年という長期展望を持って進めていける人材の確保と、事業を担う登録者の養成に取り組んで欲しい。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑥聞こえない方の聞こえの程度、コミュニケーションの方法は人それぞれである。今回は、ろうあ者の言語である手話に関しての条例であった。将来的に、コミュニケーションで障がいを感じている方々を対象にした条例の制定を願っている。「聞こえない方がいる」ことに気づき、理解し、相手の望む方法で出来る限り対応できたら、素晴らしい北広島になると思う。障がい者にとって優しい街北広島、そのことは全ての市民にとって優しい街北広島となる日を願っている。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑦手話の普及を目的として、手話講習会が開催されている。今後も継続して欲しい。講習会に関して、受講料・テキスト代が無料となっている。これは以前も伝えていたが、全道で北広島市だけである。受講者側も、教材費が無料のせいか数回参加で簡単に止めてしまうこともある。テキストの回収はして欲しい。少しでも受講費・テキスト代を払うことで続ける意欲も出るのではないか。</p>	<p>《市の考え方》 手話奉仕員養成講座のあり方につきましては、引き続き当事者団体やその他の関係者のご意見をお伺いしながら取り組んでいきます。貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

提出のあった意見の概要	市の考え方（案を修正したときは修正内容）
<p>⑧私の子どもは小学校の総合学習で障がい者のことを学び、刺激を受け、点字や手話等に興味を持ち、学ぶ意欲を持った。貴重な体験をさせてもらい、感謝している。</p> <p>たまたま私が手話を勉強しているため、子どもは市主催（社会福祉協議会委託事業）の手話講習会を受講したかったのだが、参加人数の関係で受講できなかった。もう少し受講人数を増やすなど、せっかく学習したいという意欲のあるうちに、チャンスを広げてもらいたいと思う。また、受講生のテキスト代が無料というのは不満がある。講師はテキストを自腹で購入している。受講生は自ら学ぶためにテキストは自分で購入するべきだと思う。</p> <p>何度も市役所に話していますが、全く取り合ってくれない。</p>	<p>《市の考え方》</p> <p>手話奉仕員養成講座のあり方につきましては、引き続き当事者団体やその他の関係者のご意見をお伺いしながら取り組んでいきます。貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑨講習会の予算で、講師担当者のスキルアップ研修会参加費を予算化してほしい。手話は日々進化しているし、教え方も勉強が必要。全道、全国の教え方を学ばないと講師も育たない。講師のレベル向上は必須。講師は指導力のある人に担当して欲しい。登録通訳者の底上げが必要。</p> <p>また、現在講師担当者は実費でテキスト・指導書を購入している。今は、講師用として各1冊ずつ購入しているが、各人に購入配布を希望する。</p>	<p>《市の考え方》</p> <p>貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑩講習会以外に、市内の小中学校での出前講座や総合学習等を通じて、子どもたちへの手話の普及が必要と思う。これは、後に講習会参加のきっかけに繋がると期待したい。これは、定着させ、関係団体すべてで参加し、関わるが良いと思う。他に、企業・店舗・病院等への働きかけも良い。</p> <p>誰もが見て分かりやすいパンフレットの作成をお願いしたい。</p>	<p>《市の考え方》</p> <p>貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

提出のあった意見の概要	市の考え方（案を修正したときは修正内容）
<p>⑪手話の普及に関して、市で開催の講演会等に手話通訳の配置を願う。これは、条例が施行された意味等、市民に広く周知が出来る。場合により、要約筆記の配置も希望する。例えば、健康に関する講演会は、参加者には高齢者が多く、聞き漏れなどもある。 文字情報を必要としているのは、一般市民も同じと考える。 ろう者のコミュニケーション方法は手話だけではない。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑫専任手話通訳者に用事があり、市役所に行っても通訳に出ており不在、休暇などで不在のことが多々あった。二人体制で常にどちらかが窓口対応できる体制は良いこと。聴覚障がい者が窓口で用事があり来庁した際、通訳者が不在であれば用事を足せずに帰られた方もいらっしゃると思う。緊急で訪問する際、事前に通訳者の確保を心配せずに市役所に行くことができることが望ましいと思う。 また、登録通訳の立場で悩みや不安を通訳者同士で話し合えないことも多々あるが、そのようなときに専任通訳者に相談しても解決にならなかったこともあった。専任の立場になる方は、聴覚障がい者には勿論のこと、登録通訳者にとってもよき理解者、支援者であってほしい。手話ができれば誰でも良いわけではない。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
<p>⑬専任手話通訳者に関して増員を希望する。条例施行後、手話の普及、講演会、人材育成等を担って欲しい。タブレット導入されているが、コロナの関係で机上通訳が増えることも考えられる。また、公募条件は関係団体の推薦が必須。選考に当たっては登録手話通訳者の賛同も必要だと考える。条件を満たす資格があれば良い、という事ではない。他市からの応募も同じ。現在、年齢制限がないが、65歳まで等の区切りは必要。 また今後、「手話」に関わる話し合いには聞こえる人の関係団体も必要。 登録通訳者会議も、コロナ禍ではあるが、方法を考えて開催して欲しい。 会議については、派遣と同じ扱いが良い。</p>	<p>《市の考え方》 貴重なご意見として今後の市政の参考とさせていただきます。</p>